

甲州市農業委員会日程

会期	平成 29 年 7 月 28 日(金)		自 午後 1 時 30 分 至 午後 3 時 00 分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(1 件)
	第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(3 件)
	第 3 号	農地法第 5 条競売適格者証明願について	(1 件)
	第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について (利用権貸借)	(2 件)
	第 5 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について (農地中間管理事業)	(1 件)
	第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ く農用地利用配分計画案の承認について	(1 件)
4	報 告		
	第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	(2 件)
5	その他		

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成29年7月28日(金) 午後1時30分から午後2時33分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6
7 雨宮 宏	8 萩原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 恵太郎
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

1. 欠席した委員

36 佐藤 充

1. 本会議の会議録署名委員

27 駒田 裕 28 大村 公宏

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>それでは会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立願います。 (相互に挨拶) 着席してください。ここで報告ですが、本日事務局長の中村がトップセールスのため、大阪・滋賀へ今日、明日と出張しております。本日欠席となりますのでご承知願います。それでは、定刻となりましたので会長に挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長の挨拶) 只今から甲州市農業委員会7月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は33名で定足数に達しております。 本日、36番 佐藤 充委員より欠席の旨、32番 神宮司 昭男委員から遅刻の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、27番 駒田 裕委員、28番 大村 公宏委員をご指名いたします。よろしく願います。</p> <p>日程2、会長報告 7月3日、甲州市鳥獣害防止対策協議会が市役所会議室で開催されました。只今の会長報告につきまして、何かご意見がございましたら願います。 (「なし」との声あり) それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
25番委員	<p>(議案第1号1番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、3件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第2号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
3番委員	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。 次に、議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第2号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
3番委員	(議案第2号2番の調査報告をする)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。 次に、議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第2号3番について議案の訂正をお願いする) (議案第2号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
24番委員	(議案第2号2番の調査報告をする)

議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に議案第3号農地法第5条の競売適格者証明について、1件を上程し、審議及び意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第3号1番農地法第5条適格者証明願についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
20番委員	<p>（議案第3号1番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第3号1番については適格者相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、適格者相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定2件について説明し、意見を求める）</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声あり）</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p> <p>次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について1件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中</p>

	間管理権を取得する計画1件について説明し、意見を求める)
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声多数あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。 次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について1件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案1件について説明し、意見を求める)
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声多数あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。 次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について2件を報告願います。</p>
事務局	(合意解約の届出2件について説明する)
議長	<p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。 特にご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。 次に日程5その他、事務局から報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より報告及び事務連絡をする。 ・農業用施設等設置の届出1件について報告、説明する。 ・次期、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について説明する。</p>
事務局	<p>・全国農業新聞の普及、周知等について依頼する。 ・農地中間管理事業の活用促進について説明する。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会、及び山梨県農政推進農業委員・農地利用最適化推進委員大会の開催案内をする。</p>
議長	事務局からは以上ですが、何か委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。
11番委員	先程、中間管理事業について説明がありました。私たちも地域の人たちから農地の貸し借りについて聞かれることもあります。個人的には私も利用権貸借により何件か農地を借りているため、地域の人から聞かれると、中間管理事業もあるけれど、利用

	<p>権貸借は手続きも簡単であることを説明しながら勧めています。事務局からは、割当てもある中で中間管理事業の活用についてお願いがありました。私たちの立場的にはどちらを勧めたらよいのかお聞きします。中身によって選択をするとか、そういったことがあれば教えていただきたいと思ひます。</p> <p>もう1つは要望になります。今回の農業委員等の推薦の件で、JAの支所長さん、区長さん、農事組合長さん等に通知が送付されています。私たちの地区では、加えていつもJAの理事が中心になって動いていただくため、支所長に通知をする場合には、理事宛にも通知を送付してほしいと思ひますがいかがでしょうか。当然、支所長に通知をすれば、理事まで内容は伝わり承知はできるわけですが、理事は理事、支所長は支所長ということで、今後も同様なことがあるならば、ぜひ理事宛にも通知をしてほしいと思ひます。</p>
事務局	<p>農業委員の推薦等に関する通知の件ですが、JAの理事さんへの通知送付は、検討の中で迷ったところですが、JAの組合長さんの所へ、直接通知を持ってお願いに行った際に、その話をさせていただきまして、その席で組合長さんから理事さんまでの通知はいらぬのではないかとのお話がありましたので、今回は送付しなかつたという経過であります。もし送付が必要であれば考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
11番委員	<p>「理事には通知が来ないから、この件は知りません」とは言いませんが、私個人としては、理事宛にも通知を出していただければ有難かつたと思ひました。また今後ご一考をお願ひしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>中間管理事業についてのご質問ですが、私も確認が出来ていないのですが、県の担当者からは、法律上は中間管理事業を優先して貸し借りの契約をしなければならぬというような文言がうたつてあるそうです。中間管理事業でできない場合は、用途区域でこの周辺なのですが、農振地域から外れている部分は中間管理事業が使えない形になっているため、その部分は今までの貸し借りにしなさいということが基本だそうです。私が法律のどこの文言に、それがあるのかは確認できていませんが、一応そんな形で基本は中間管理事業を使つてくださいということが法律上の趣旨になっています。メリットは、これはかなり前面に出して言つていますが、登記簿を中間管理機構で取つていただけるということがあります。登記簿は1通で600円もしますし、今は甲府市までいかないと取れません。そのへんのコスト的な削減ができることが大きいメリットになっています。デメリットとしては、手続きに時間が掛かるので、今までのやり方のほうが楽という感じには受け取れるのかなと思ひます。あと借り手の方が、年1回収量の報告をするという手続きが入ります。これもそんなに難しい話ではありません。A4の用紙が1枚送られてくるので、その用紙に何が何kgとれましたと記入して返送するだけなので、そんなに難しい話ではないと思ひます。これらがデメリットになります。あと複数の方から借りている場合ですが、それぞれその方たちにお金を支払う手続きがありますが、その手続きについて中間管理機構の方でお金を集めていただいて、機構が貸し手の方に支払うという形になるため、お金の支払いの手間が省けるという言い方が正しいかどうかは分かりませんが、そういうメリットもあります。</p>
31番委員	<p>先程の農業委員の問題で2つお伺ひしたいと思ひます。1つは農業委員の推</p>

	<p>薦書が本日配られた資料の後ろに付いていますが、ここで記入にあたって伺いたいのが、構成員の数というところです。先程もリーダーから農協の組合長さんのところに行ったという話がありましたが、この構成員の数というのは、農協の場合はフルーツ山梨農協全体の組合員の数を言うのか、それとも甲州市の農業委員であるから、その中の甲州市の中の人数を記入するのかお聞きしたいと思います。2つ目は、その後ろに農業委員の応募届がありますが、これは個人が応募する用紙と思いますが、そこに応募する区域というものが書いてございまして、規則の中では区域が書いてありませんので、応募する区域をどのように書けばよいのか分からないと思って、先月の資料を見ますと、適正化推進委員の選任に関する規則の中で別表があるわけですが、この推進委員の規則の別表における区域名を農業委員の場合にも使えばよいのか伺います。</p>
事務局	<p>構成員の話ですが、これはあくまで甲州市の農業委員さんを推薦する用紙でございますので、甲州市に関わる部分の数でよろしいかと思えます。それから2つ目の応募届の応募区域の記載ですが、農業委員さんについては、応募区域は指定されておりません。その下にも少し書かれていますが、最適化推進委員さんに応募している場合は右欄にマルをということが書いてありますが、両方に行っている場合は、ここにマルを入れるような場合は、最適化推進委員さんのほうの区域を入れていただければと思います。以上であります。</p>
議長	<p>ここで暫時休憩とします。</p> <p>(休憩 2:25) (再開 2:30)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>ほかにご意見、ご質問等がありますか。</p>
20番委員	<p>先程の中間管理事業のお勧めですが、今回の議案に利用権が2件入っていますが、これはよいのですか。</p>
事務局	<p>ご質問にお答えいたします。本日の議案に今までの貸し借りの案件が載っているため、それはどうなんだというご意見ですが、原則は中間管理事業を使ってくださいということで、どうしても中間管理をしろとは私共も勧めてはおりません。事情があってもどうしてもやりたいとか、中間管理事業は手続きの踏み方が変わってくるため、それを嫌がる方も当然いらっしゃいます。どうしても今までのやり方がよいという場合は当然受け付けます。それで書類を作ってきた方に対して、中間管理にしてくださいとお願いすることもなかなか難しいところもあります。今までどおりのやり方も当然受け付けはしています。原則は中間管理事業ということで、法律上はそうなっていますが、どうしても中間管理にしてくださいというわけではございませんので、そこはご了承をお願いします。</p>
20番委員	<p>今までのやり方が何年後かに終わってしまうということはあるのですか。</p>
事務局	<p>今までのやり方は、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいてやっていますので、これが無くなるといことはまず考えられません。今は貸し借</p>

	<p>りの形で元々農地法の3条がその貸し借りに当たっていたので、それも今生きている状態ですので、現在3つのやり方がございます。中間管理は当然これからもずっと続いていくものだと思います。ただ国の考え方で変わる可能性はございますが、無くなるということはないです。</p>
20番委員	<p>現在私もその対象になっていますから、貸している方と相談して対処します。ありがとうございました。</p>
議長	<p>他に委員さんからご意見、ご質問等がありますか。 (発言なし) それでは、特にご意見、ご発言もないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。 (閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会14時33分)</p>